

芦屋町定住促進奨励金制度 よくあるご質問 ～Q&A～

【全般】

Q1 いつ申請すれば良いですか？

固定資産税を課税する基準日は、住宅・土地を取得した翌年の1月1日です。その後、4月頃に町から固定資産税の納税通知書が送付されます。定住促進奨励金の申請は、納税通知書が送付された年の10～11月頃に行ってください。

対象者の方には、最長3年間、毎年9月末頃に「申請手続きのご案内」を送付します。

例：令和2年1月2日から令和3年1月1日までに住宅を取得した場合、初回申請時期は、令和3年10～11月頃となります。

【対象要件】

Q2 交付要件に世帯全員の町税などの滞納がないこととありますが、滞納がある場合どうしたらよいですか。

納付してから申請してください。納付額・方法等については、各収納担当課にお尋ねください。

※町税などとは [税務課] 町民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税
[都市整備課] 下水道使用料 [住民課] 後期高齢者医療保険料
[健康・こども課] 保育所保育料、学童クラブ保育料
[環境住宅課] 住宅使用料 [福祉課] 介護保険料
[学校教育課] 学校給食費、奨学金

Q3 自治区加入が条件となっているため自治区に加入したいのですが、どこに申し込めばよいのですか、また、活動内容など詳しく聞きたいのですが、どこへたずねたらいいですか？

加入手続きは、各自治区長へ直接申し込んでいただくこととなりますが、分からないことがありましたら、「環境住宅課 地域振興・交通係 (093-223-3539)」にお問い合わせください。

Q4 奨励金を申請したいのですが、共働きで小さい子供もいるため、自治区の活動に参加することが難しく、自治区に加入するのを戸惑っていますが、どうしたらいいですか？

ご近所と顔なじみになって、地域の交流を大切にしていきたいという目的から、自治区加入を申請の条件としています。このため、申請される方は、必ず自治区に加入いただく必要があります。また、活動に参加が難しいといった悩みは、加入時に区長へご相談されてください。

【交付期間・金額】

Q5 5年前に住宅を建築しましたが、登記してなかったため、この機会に登記しようと思いますが、対象となりますか？

対象となりません。この制度は定住のために新たに住宅を取得した方を支援するものであり、これを判断する基準が登記しているか否かです。実質的に所有されているという場合は対象となりません。

Q6 商品券はどのようなもので、どこで利用できるのですか？

芦屋町商工会に登録された町内の事業所で利用することができます。商品券をお渡しする際に、「商品券が使えるお店の一覧」をご案内します。

【交付対象の具体的事例】

Q7 共有名義の住宅の場合は誰が申請者となりますか？

住宅登記の共有名義人であれば、どなたでも申請者となれます。ただし、申請者となる方（共有名義人のいずれか）が、当該住宅に居住している必要があります。

Q8 増築や内部の改装は対象になりますか？

奨励金の交付の対象となるのは、住宅の新築、購入または建替えの場合に限りますので、既存住宅の増築や内部の改装（リフォーム等）は対象となりません。

Q9 家を新築するために土地を先行取得しました。土地の奨励金のみを受けることはできますか？

土地のみを対象に奨励金を交付することはできません。ただし、住宅取得の日から遡って1年以内に先行取得した土地は対象となります。この場合、住宅分の奨励金額に、土地分の奨励金額が加算されて計算されます。

Q10 二世帯住宅の場合、取扱いはどうなりますか？

互いに内部で行き来できるような構造であれば、一戸建て住宅という取扱いになります。一方で、完全に分離された構造で、かつそれぞれ独立して登記がされている場合は、奨励金もそれぞれ交付対象となります。なお、二世帯住宅において、共有名義の場合は「Q6」を参照ください。

Q11 現在、町内の持ち家に住んでいます。同一敷地内に家を建て、旧家屋を取り壊した場合は対象になりますか？

対象となります。ただし、同一敷地内であれば、新たに土地を取得したことになりませんので、家屋分のみが交付の対象となります。

Q12 店舗との併用住宅を建築した場合は対象となりますか？

併用住宅も対象となりますが、交付の対象となるのは居住部分のみです。また、居住部分には玄関、トイレ、台所、浴室及び居室を備えている必要があります。

Q13 親から相続した土地に住宅を新築した場合の奨励金の取扱いはどうなりますか？

相続や贈与などによる取得は、奨励金の対象となりません。あくまで住宅を「購入」していなければいけません。

Q14 過去に家を購入し、奨励金を受けていましたが、その後、新たに家を購入しました。この場合、奨励金は受けられますか？

過去に奨励金を受けたことがある方は、再び奨励金を受けることはできません。ただし、交付を受ける世帯（生計）および申請者（登記の名義人）が異なる場合は、申請可能です。

例：前回申請時⇒A氏が購入した家にA氏とその母で居住し、奨励金を受けた。

→A氏が申請者として、奨励金を受けることができる。

今回申請時⇒A氏が結婚し、妻との共有名義で新たに新築した家に居住した。

→A氏の妻を申請者として、奨励金を受けることができる。

※A氏は以前奨励金を受けたことがあるので申請できない。

Q15 現在、親名義の家に同居しています。親から住宅を購入した場合は、奨励金の交付対象となりますか？

同居家族からの購入の場合、奨励金の交付を受けることのみを目的とした実質的な贈与と考えられることから奨励金の交付対象とはなりません。

Q16 現在、町内の持ち家に息子と同居しています。今後、息子が独立し、私の敷地内に息子名義の家を建てようと考えていますが、奨励金の対象となりますか？

対象となります。ただし、土地は取得していないため、住宅のみが交付対象となります。

Q17 町内の戸建住宅を借りて住もうと考えています。対象となりますか？

対象となりません。住宅を取得（購入）する必要があります。

Q18 戸建住宅を取得し、第三者に貸家として貸し出そうかと思いますが、対象となりますか？

住宅を取得しても、取得した方が実際に住んでいなければ対象となりません。

Q19 マンションの購入は対象となりますか？

対象となりません。町内の土地を利活用する目的から、戸建住宅のみが対象となります。

※ 詳しくは「環境住宅課住宅係（093-223-3540）」にお問い合わせください。